

教育支援プランA・B 作成マニュアル

1 本県の特徴

(1)総合的な教育計画

「個別の教育支援計画」(注1)の中に「個別の指導計画」(注2)の機能を取り込み、「教育支援プランA・B」として、総論・各論的又は長期・短期的な観点からお互いの機能を補完するような総合的な教育計画とする。

(2)就学支援委員会からの助言

計画の作成を学校完結型にせず、必要に応じて就学支援委員会から専門的な助言が得られるようにする。

(3)全県統一の書式

特別支援教育体制及び支援籍制度の中では、これまで以上に特別支援学校及び小中学校の学校間連携、就学支援委員会や関係機関との総合的な連携の強化が求められるため、可能な限り県下で統一した書式とする。

(注1)「個別の教育支援計画」とは、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズに応じた適切な教育的支援を行うために、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫し、教育・福祉・医療・労働等が連携して支援するための計画である。

(注2)「個別の指導計画」とは、障害のある幼児児童生徒の一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うために、学校における教育課程・指導計画・個別の教育支援計画等を踏まえて、個々の教育的ニーズに対応した指導目標・内容・方法等を盛り込んだ計画である。

2 作成・実施方法

(1)作成サイクル

教育支援プランA(個別の教育支援計画)

3年サイクルで作成し、毎年、評価・改善・更新を行い、3年後には引き継ぎ資料としてまとめる。

* 幼1・小1・小4・中1・高1・専1での作成を基本サイクルとする。

* 高1・専1での作成は、卒業後を視野に入れた「個別移行支援計画」の要素を取り入れ、必要に応じて補助シートを活用する。

* 在籍期間が短い場合は、計画作成について相手校と連携を密にし、指導の継続性が図れるようにする。

* 転入生についてはその時点で作成し、徐々に基本サイクルに合わせる。

(例) H20: 小2で作成 H21: 小3で見直し H22: 小4で新たに作成

教育支援プランB（個別の指導計画）

1年サイクルで年度当初に作成し、原則として学期毎に評価・改善・更新を行い、年度末には引き継ぎ資料としてまとめる。

(2)作成対象

障害のある幼児児童生徒で、特別な教育的支援の必要な者に対して作成する。

(3)作成担当

担任が中心となり、本人・保護者の意見を聴きながら、校内委員会などで調整・検討し、関係機関と連携して作成する。

作成・評価に当たって保護者は重要な役割を担うものであり、保護者面談や日常的な情報交換を通して十分な連携を図る。

(4)評価・見直し

計画（Plan） 実施（Do） 評価（Check） 改善・更新（Action）の手順を確立し、実践の評価が次の計画作成に結びつくようにする。

評価は幼児児童生徒の変容を確認するだけでなく、教員の指導内容・方法を見直すためにも有効である。

(5)家庭・関係機関との連携

保護者には教育支援プランA・Bとも写しを提供する。

*個人情報保護の観点から、保護者が記載を望まない情報は記入しない。

関係機関との連携には、保護者の了解の基に教育支援プランAの写しを用いる。

*必要に応じて写しを提供する場合もあるが、個人情報の取り扱いには十分な配慮をする。

(6)保存期間・引き継ぎ

保存期間は、教育支援プランA・Bとも、卒業後5年間とする。

入学前の機関が作成した「個別の支援計画」は、可能な限り入学時に引き継ぎ連携を図る。

転学時には教育支援プランA・Bの写しを相手校に引き継ぐものとする。

卒業後の機関に引き継ぐのは、最新の教育支援プランA・Bとする。

(7)就学支援委員会との関係

在籍児で、校内委員会での検討の結果、支援内容等に関して専門的な助言が必要なケースについては、教育支援プランAの写しを就学支援委員会に提出する。

（必要に応じて教育支援プランBも提出する。）

3 注意事項

(1)個人情報の保護・管理

教育支援プランA・Bには、重要な個人情報が記載されることになるので、県又は各市町村の情報セキュリティポリシーに従う。

関係機関との連携が重要になってくるが、相互に情報管理の徹底を図る。

(2) 障害種別類型表の活用

障害種毎に、障害の実態やそれに応じた支援・指導内容等について、特徴的な項目を類型表にまとめたが、あくまで教育支援プランA・B作成の手助けとして活用するものとし、個々の幼児児童生徒のケースに応じた支援・指導内容を検討する。

類型表にない項目については、教育支援プランA・Bの記入画面で適宜記入することとし、類型表の追加・訂正については個々には行わず、校内委員会レベルでまとめて行い、県で集約しながら表の更新を行う。

4 備 考

- (1) 障害種別類型表の中で特にLD、ADHD、高機能自閉症が疑われる児童生徒の指導法については、総合教育センター制作の「指導法例示ソフト」を参照されたい。

このソフトは、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導のヒントや、教室ですぐに実践できる授業のアイデアを例示するもので、使用に当たっては、対象児童生徒の教育的ニーズに応じた指導の一例であることを踏まえて活用されたい。(詳しくは、著作者である埼玉県立総合教育センターHP、平成16年度の研究報告書、「一人一人の教育的ニーズに応じた支援の在り方に関する調査研究」第 1 章を参照)

- (2) 「個別の教育支援計画」に関する本県の考え方については、以下の3つの事業における共同研究プロジェクトチームの検討結果報告を参照されたい(特別支援教育課HP)。

「特別支援教育推進モデル事業」(国の委嘱事業)

(さいたま市、戸田市、熊谷市)

「ノーマライゼーション教育推進モデル市総合研究委嘱事業」(県の委嘱事業)

(熊谷市、坂戸市)

「特別支援学校研究委嘱事業」

(熊谷養護、行田養護、坂戸ろう、毛呂山養護)

- (3) 「個別の指導計画」の作成に関しては、「個別の指導計画作成の手引き(H15.3 県教委)」を参照されたい。